

令和7年8月8日
あおい交通株式会社

弊社に対する行政処分の公表

弊社本社営業所は、令和6年12月5日に回送車両が歩行者との接触事故を起こしたことにより中部運輸局の監査が実施され、下記のとおり行政処分を受けました。

今回の処分を厳粛に受け止め、今後、法令の遵守及び輸送の安全確保を徹底し、全社を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

記

1 行政処分を受けた日

令和7年8月7日（木）

2 対象営業所

あおい交通株式会社 本社営業所

3 違反の内容及び警告

【違反の内容】

- (1) 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。
- (2) 点呼の記録の記載事項が不適切であった。
- (3) 業務の記録の記載事項が不適切であった。
- (4) 主として運行する路線・営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。
- (5) 国土交通省告示で定める特定の運転者（事故惹起運転者、高齢運転者）に対して、業務用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。
- (6) 特定の運転者（事故惹起運転者、高齢運転者）に対する運転適性診断（特定診断、適齢診断）を実施していなかった。

【警告】

- (1) 乗務員等台帳の記載事項が不適切であった。

4 処分の内容

本社営業所 事業用自動車の停止 60日間（2両×30日）

以 上